

特定非営利活動法人 パーソズサポート 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 パーソズサポートという。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、鳥取県境港市に置き従たる事務所は、島根県松江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、高齢独居者をはじめとした地域住民の方々に対し、水道検針・計算・徴収及び見守りに関する事業を行い、安心して暮らしやすい住環境の創造に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 水道の検針・請求・徴収及び水道メーターを活用した見守り事業
- (2) 水道の検針・請求・徴収及び水道メーターを活用した見守り事業の普及を図る事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人は正会員と準会員で構成し、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）における社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準 会 員 この法人の正会員の家族もしくは構成員で、この法人の目的に賛同して入会した個人

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めるものとし、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。ただし、障害の有る人の入会申し込みは代理人申請を認めるものとする。

(会 費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納めなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して一年以上会費を滞納し、理事会において今後も支払の意志がないものと判断したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等及び事務局

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上10人以内
- (2) 監 事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。
- 3 理事のうち、1人を専務理事とすることができる。

(役員を選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 代表理事、専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、総会において選任する。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意があれば、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の4分の3以上の同意があれば、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他監事としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事会の議決を経て、代表理事が任免する。

3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 監事の選任及び解任

(6) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は、電磁的方法により、少なくとも7日前までに招集の通知を発信しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上が出席した場合に開会する。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会において、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決した正会員は、第27条・第28条第1項・第30条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数及び氏名（団体会員にあっては名称及び代表者名、書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の

決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 会員は、代表理事の許可を得て、理事会に出席し、意見を述べるができる。
- 4 代表理事は、議事運営上の必要が認められる場合には、参考人を出席させ、意見を述べさせることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還される短期借入金を除く)の負担
- (3) その他、運営に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に可及的速やかに開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときはその日から14日以内に理事会を招集しなくてはならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の2分の1以上が出席した場合に開会することとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、出席理事の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 理事会の議事は、出席理事の数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決した理事は、第35条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数及び氏名（書面等表決者又は表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その理事会において出席した理事の内から選任された議事録署名人が記名、押印又は署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更生)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を経なければ変更することができない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第48条 この法人は、法第31条第1項第2号から第7号の規定によるほか、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て解散する。

2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始決定による解散を除く。）したときに残存する財

産は、法第11条第3項にかかげるものうちから総会において譲渡先を選定する。

(合併)

第50条 この法人は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第9章 雑則

(公告)

第51条 この法人の公告は官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(規程・細則)

第52条 この定款の施行について必要な規程・細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

- 1 この定款は、この法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 中田 治

専務理事 曾田 悟

理事 景山 聡志

理事 平塚 雅浩

理事 太田 明夫

監事 村下 雄貴

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個人年会費	1口	1,000円	団体年会費	20,000円
準会員	年会費	1口	500円		
- 6 会費は上記1口を単位とし、1口以上であれば口数に制限は設けない。ただし、口数の多寡に拘らず会員としての権利は平等とする。

附 則

この定款の変更は、総会の議決の日(平成 16 年 3 月 18 日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、総会の議決の日(平成 16 年 10 月 30 日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、総会の議決の日(平成 17 年 7 月 20 日)から施行する。

この定款の変更は、所轄庁の認証の日(平成 17 年 10 月 6 日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、総会の議決の日(平成 30 年 6 月 9 日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、総会の議決の日(平成 30 年 12 月 15 日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、総会の議決の日(令和 2 年 2 月 14 日)から施行する。

この定款変更は、所轄庁の認証の日(令和 2 年 4 月 16 日)から施行する。

附 則

この定款変更は、所轄庁の認証の日(令和 3 年 11 月 5 日)から施行する。

令和 3 年 11 月 5 日

当法人の現在定款と相違ありません。

特定非営利活動法人パーソンズサポート

理 事 中 田 治